

(様式1)

審査基準（申請に対する処分関係）

(変更)

		担当課	水産課	検索番号	
法令名	遊漁船業の適正化に関する法律	根拠条項	3-1 3-2		
許認可等	遊漁船業者の登録 遊漁船業者の登録の更新				

(根拠規定)

○遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）

(遊漁船業者の登録)

第3条 遊漁船業を営もうとする者は、その営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、5年ごと（この法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分の遵守の状況が不良な者にあっては、当該遵守の状況を考慮して4年以内において政令で定める期間ごと）にその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下「有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第4条 前条第1項の登録（同条第2項の登録の更新を含む。以下「登録」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 2 営業所の名称及び所在地並びに遊漁船の名称
 - 3 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名
 - 4 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、住所並びにその代表者及び役員の氏名）
 - 5 第12条に規定する遊漁船業務主任者の氏名
 - 6 遊漁船の利用者（以下単に「利用者」という。）の生命又は身体について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行うべき場合に備えてとるべき措置
-
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 1 登録を受けようとする者が第6条第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面
 - 2 遊漁船業の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）
 - 3 その他農林水産省令で定める書類
 - 3 業務規程には、利用者の安全管理に係る体制、業務の適正な運営を図るために従業者に対する教育の実施に関する事項その他の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に関する農林水産省令で定める事項を定めなければならない。

(登録の実施)

第5条 都道府県知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を遊漁船業者登録簿に記載して、登録をしなければならない。

- 1 前条第1項各号に掲げる事項

- 2 登録年月日及び有効期間の満了の日並びに登録番号
- 2 都道府県知事は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。